



資料 2 OECMの設定・管理に関する課題と 今後の対応方針について



令和5年3月8日開催

- 自然共生サイトの運用自体は開始されるが、民間の取組や資金を保全に呼び込むことは非常に重要。また、インセンティブや伴走支援策をどう作り上げて磨いていくかが重要。
- 自然共生サイトを広域で進めるならば制度をしっかりと作るべき。国交省・農水省との一層の連携・調整が必要。
- 自然共生サイト促進の基盤強化のため、法制化を含めた全体的な検討を進めることも重要。現場関係者の声をよく聴いてほしい。
- 伴走支援体制は、NPO/NGOと連携して構築すべき。
- 各地域での促進に当たり、自治体の理解促進、地方環境事務所の関わりが重要。
- 保護地域の分布状況や生物多様性の評価等の情報を地図化（見える化）して各地の関係者と共有することは認定促進に向けて効果的。

令和5年5月25日取りまとめ

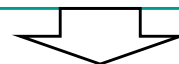
生物多様性は、気候変動に続く大変革が必要なテーマとして既に世界が大きく動き出しており、金融やサプライチェーン等の様々な分野での対応が求められている。この潮流に乗り遅れ、我が国の国益を損なうことのないよう、生物多様性に対する企業や国民の認識を高めながら、自然資本を守り活用する社会への変革“NX（Nature-based Transformation）”を実現し、経済成長と国民の Well-being の向上につなげるべきである。

【企業等の活動認定制度の法制化】

- 企業等による自然共生サイトの活動を認定する**制度の法制化の検討を進め、次期通常国会に法案を提出**すること。
- **様々なインセンティブの整備や活動の成果・貢献度の見える化等を推進することにより、ネイチャーポジティブにつながる企業等の活動の全国的な展開を支援し、2026年度までに500以上の活動認定**を目指すこと。
- 地域の課題解決にもつながるよう、既に生物多様性の価値がある土地での取組みに限らず、**生物多様性を回復・創出する取組みを幅広く認定の対象**とすること。
- 認定に当たっては、申請主体にとって簡便で間口の広い仕組みとすること。

【ネイチャーポジティブ経済移行戦略の策定】

- ネイチャーポジティブの取組は、企業等にとって難易度の高い情報開示や単なるコストアップではなく、自然資本に根ざした経済の新たな成長につながるチャンスであることをわかりやすく示し、その実践を促すため、**「ネイチャーポジティブ経済移行戦略（仮称）」を2023年度中に策定**すること。



令和5年5月25日取りまとめ

【地域におけるネイチャーポジティブの実装支援】

- インバウンドが急速に回復する中、日本の国立公園等が世界からのデスティネーションとなることを目指し、受け入れ環境の整備に向けて来年度予算の倍増を目指すこと。
- ネイチャーポジティブの地域の主体的な取組を応援するための金融・財政面の措置の充実を図ること。また、地方公共団体における環境施策を後押しするため、具体的な環境施策に係る財政需要を精査した上で、普通交付税の基準財政需要額の算定における環境行政経費の位置づけを検討するなど、地方財政措置の充実を図ること。

【持続可能な自然資本管理の国際展開】

- ネイチャーポジティブの国際展開施策の一つとして、4月のG7気候・エネルギー・環境大臣会合で創設されたネイチャーポジティブ経済アライアンスの参加国・機関を、2030年までに100まで増やすこと。

【関係省庁によるN X推進体制の強化】

- みどりの食料システム戦略、グリーンインフラ・まちづくりGXなど関連施策とのシナジーを図りつつ、関係省庁が連携して強力にN Xを推進するため、関係省庁の政務で構成される「ネイチャーポジティブ推進会議（仮称）」を設置すること。

令和5年2月28日取りまとめ

【30by30の実現に向けたOECEMの積極的な認定】

30by30の実現に向けた切り札になるのではないかと議論されているOECEMの認定を推進すること。認定に当たっては、KBA（生物多様性重要地域）や、EBSA（生物多様性の保全上重要な海域）、IBA（重要野鳥生息地区域）等との連携も検討すること。また、民有地のOECEM登録を推進するためのインセンティブとなる法整備や税制上の措置を検討すること。

【ネイチャーポジティブに関する数値目標の設定、情報開示の推進】

ネイチャーポジティブを見える化するため、具体的な目標と指標を設定すること。その際、現・国家戦略に位置付けられているSGEC、FSCの森林認証面積、MELジャパン、MSC、JHEPの認証取得数等の指標について、引き続き活用し、取り組みを促進すること。更に、生物多様性保全に資する製品やサービスの選択等が積極的に行われる「ネイチャーポジティブ経済」の実現に向けて、移行に向けた新たな戦略の策定も含め、取り組みを加速化すること。加えて、企業の生物多様性保全の取り組みを開示する「自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）」の枠組みの策定に貢献すること。

第3章 我が国を取り巻く環境変化への対応

1. 国際環境変化への対応

(5) 対外経済連携の促進、企業の海外ビジネス投資促進

(対外経済連携の促進)

(略) また、2030年までに生物多様性の損失を止めて反転させる目標に向け、**本年度中の国会提出を視野に入れた自主的取組を認定する法制度の検討**や、グリーンインフラ、G7ネイチャーポジティブ経済アライアンス等の取組を推進する※。

※2030年までに陸と海の30%以上の保全を目指す取組の推進、TNFD (Taskforce on Nature-related Financial Disclosures) 等の情報開示等への対応支援、それらの基本となるデータ把握・管理のあり方の検討を含む。

対応すべき課題

【認定対象、認定基準等】

- 生物多様性の価値を有するに場所における活動に加え、今後のネイチャーポジティブ推進に向け、**劣化地の回復や新たに緑を創出するような活動も後押し**が重要。
- 保全活動の継続性担保や裾野の拡大に向けては、活動場所やその状態、利用目的等に応じて、**望ましい管理のあり方**を示すことが重要。
- そのために、農地や都市の緑地といった場を所管する**関係省庁との連携**をより一層進めることが必要。

【生物多様性 + a に向けて】

- 自然共生サイトの取組を通じた、**地域活性化や地域の課題解決への貢献**の推進が重要。
- **金融や資本側から求められる開示への対応に活用できる仕組みと信頼性の構築**が重要。
- **所有者不明土地等**における対応の検討が必要。

【手続き改善など】

- **申請から認定までの迅速に手続きを進める体制構築**が重要。
- **複数箇所に対する認定手続きのあり方**検討が必要（地理的、自然的に同質性がある場合や同一主体が複数箇所で行っている場合など）。

課題に対する対応方針（案）

- これらの課題に**制度的に対応**するため、**中央環境審議会において法制化を視野に入れた検討**を進める。

2. 認定促進等のための方策について

対応すべき課題

【専門知識・人材の不足】

- 申請時において、申請者自らで申請書類の作成やサイト内の情報収集することが困難な場合が存在。その際のサポート体制を整備することが重要。
- 認定の信頼確保及び活動主体の適正な負担を両立した管理・モニタリング手法を示すことが重要。

【多様な主体の参画】

- 民間企業、自治体等の多様な主体の参加を促進するための仕組み（経済的なインセンティブを含む）が重要。
- 企業が自然共生サイト認定や管理の支援に取り組むためのストーリー構築が重要。
- 地域での課題解決につなげていくための地方自治体との連携が重要。

【サイトの質の維持・向上】

- 自然共生サイトの所有・管理を行う主体が経済的、人的支援を得られる仕組みが重要。

課題に対する対応方針（案）

【伴走支援】

- 申請時のサポート、専門家派遣等が可能となるようなポータルサイトの構築等を行う。
- 認定された管理主体が自立・継続的にモニタリングできるように手法の技術開発、マニュアルの整備等を行う。

【多様な主体の参画を促す取組】

- 自然共生サイトの所有管理・支援を行う企業等がTNFD等において活用できるようなストーリー構築の支援を行う。（モデル的試行を実施）
- 経済的インセンティブについては、まずは既存の制度や事業等を活用。法案の検討と整合を取りつつ、新たな仕組みについても検討する。

【貢献証書制度の構築】

- 自然共生サイトの支援を行った主体に対してその支援内容を証明できる仕組みを早期に構築する。（貢献証書、マッチングの試行を実施）

3. 生物多様性の見える化について

対応すべき課題

- 生物多様性保全上重要な場所や効果的な場所を高い解像度で示すことが重要。
- 生態系タイプ毎や地方公共団体毎の保全地域の状況を見える化し評価することで、地方公共団体が戦略づくりに活用できることが重要。
- 生態系ネットワーク形成のためにも、既存の保全地域の範囲を示すことが重要。
- 企業等における取組状況や、取組の貢献度を評価（見える化）することが重要。
- 生態系タイプ毎に応じた管理ガイドラインを提供できる仕組みが重要。
- 自然共生サイト認定後のモニタリング等を通じ、生物多様性保全に貢献する活動の知見の集積を進めることが重要。

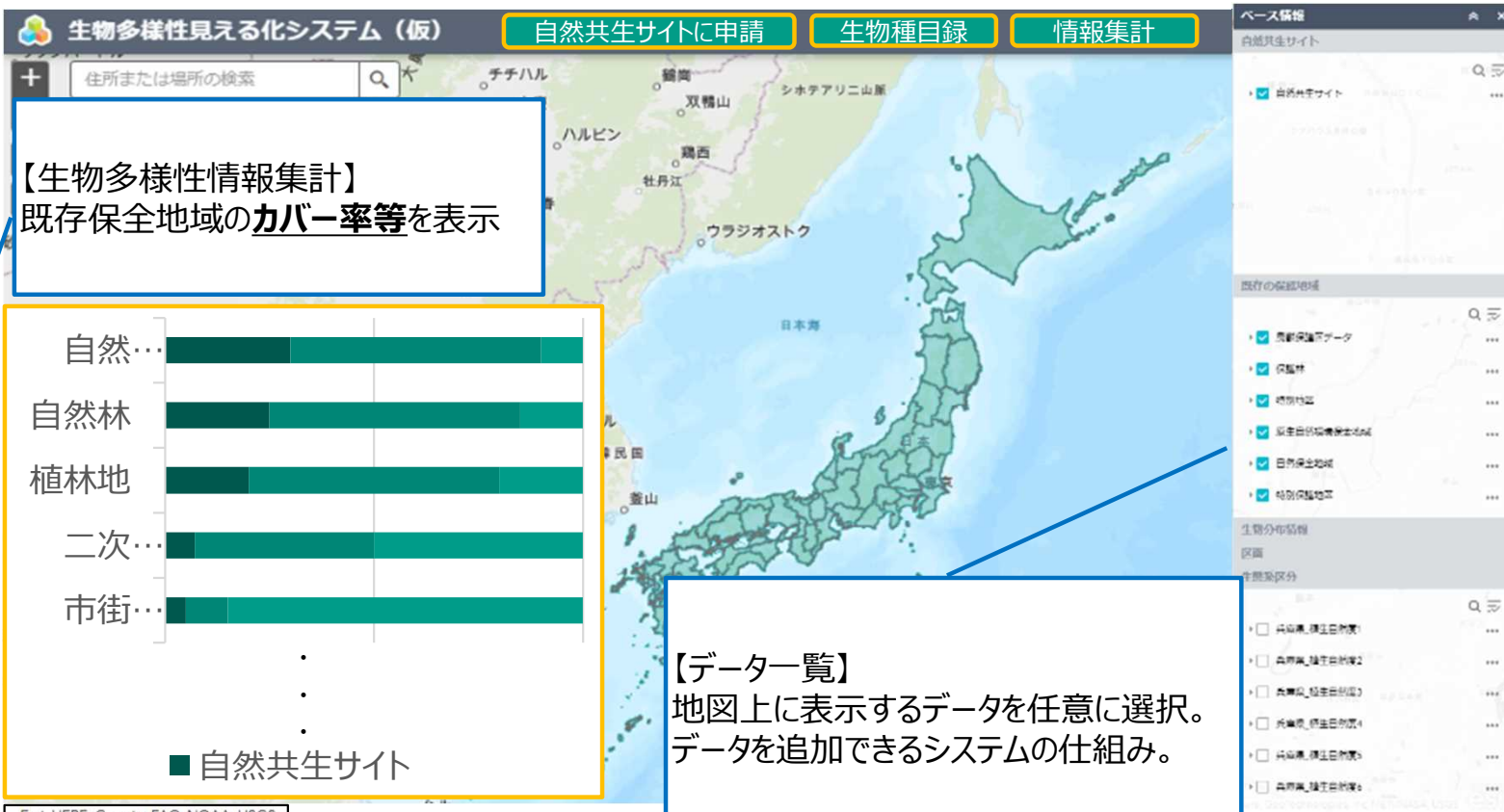
課題に対する対応方針（案）

- 生物多様性の可視化・地図化機能を具備したシステムを開発を目指す。その際、まずは堅実なデータを使用し、複数の基礎情報を表示できるシステムとした上で、順次機能を拡張し、生物多様性の評価（定量化・数値化含）機能の実装を目指す。
- 自然共生サイトの情報管理機能をシステムに具備する。
- 各自然共生サイトのモニタリングにより生物多様性に関する情報を収集・蓄積する。
- 生物多様性の観測を行う既存の取組（生物多様性センター等が実施する自然環境保全基礎調査や植生図の整備等）を強化する。
- API連携等により新システムに既存の生物多様性情報を集約できるようにする。そのうえで、情報を統合的に分析し、高解像地図、保全状況評価、貢献度の可視化等を行う。

(参考) 生物多様性地図画面イメージ (フェーズ①)

- 利用者は**保護地域・OECM・自然共生サイト**の位置や**管理情報**等を確認することが可能。
- さらに、**保護地域・OECMのカバー率**を確認することが可能。また、**任意の情報**を地図上で**参照**することが可能。

画面イメージ 数字は適当であり適切ではないことに留意



現存植生自然度カバー率

全国

自然林 市街地等 植林地

保全カバー率

全国 (378,000km²)

既存の保護地域+OECM
面積：77,859.5km²
(全体の20.6%)

既存の保護地域
面積：77,490km²
(全体の20.5%)

OECM
面積：369.54km²
(全体の0.9%)

【生物多様性情報集計】
既存保全地域の**カバー率等**を表示

自然...	■ 自然共生サイト
自然林	
植林地	
二次...	
市街...	

【データ一覧】
地図上に表示するデータを任意に選択。データを追加できるシステムの仕組み。

(参考) 生物種目録のイメージ (フェーズ①)

- 分布推定モデルの結果を用いて該当エリアの**生物種目録**を作成。
- 観測記録がある場合、出典と共に観測情報を表示。

画面イメージ



【生物種目録】

利用者は都道府県・市区町村単位の生物種目録を確認することが可能。
データはモニタリングサイト1000やいきものログ等、環境省が保有するデータを想定。
自然共生サイトの申請情報も蓄積し、目録には反映させるようにする。

分類群	種名	環境省 RL	県版 RL	記録	出典	使用モデル
維管束植物				○	いきものログ	モデルA
				NA		モデルA
ほ乳類						モデルA
				○	いきものログ	NA
鳥類						モデルB
						モデルB

- 申請前に環境調査を行う際にチェックリストとしても活用できる
- 申請時の情報やモニタリング報告結果の情報等が蓄積され、当該リストは
随時更新されていく仕組み

4. 関係省庁との連携・国際発信について

対応すべき課題

【関係省庁との連携（陸域）】

国の制度等に基づき管理されている森林・河川・都市緑地等も生態系ネットワークを構築する場として重要であることから、関係省庁が連携し、OECMに該当する地域を検討し、適切なものはOECMとして整理することが重要。

【関係省庁との連携（海域）】

海域については、関係省庁が連携し、持続可能な産業活動が結果として生物多様性の保全に貢献している海域をOECMとすることを検討しており、該当する場所の整理を進めることが重要。

【国際発信】

里地里山をはじめとした人の営みによって維持されている生物多様性の価値について、世界に発信・理解醸成を図ることが重要。

課題に対する対応方針（案）

【関係省庁との連携（陸域）】

- 国の制度等に基づくOECMについての考え方を関係省庁と検討し、該当する具体的な制度等の整理を行う。

【関係省庁との連携（海域）】

- 重要海域など既存の科学的根拠や海洋資源利用の状況などを基にOECMの候補海域を抽出し、関係省庁や専門家の意見等を聞きながら該当箇所の整理を行う。

【国際発信】

- 各種ウェブサイト・ウェビナー等を活用しながら、日本型OECMのグッドプラクティスを世界に発信する。
- SATOYAMAイニシアティブやHAC（自然と人々のための高い野心連合）等の国際イニシアティブとも連携しつつ、日本のOECMの考え方やノウハウを海外展開し、海外におけるOECMの議論や取組の推進に積極的に貢献する。